

令和6年 第12回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和6年12月10日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第12回会議議事録

- 1 開催日時 令和6年12月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 17名  
1番委員 榎 洸 武 重      2番委員 近 藤 民 治      4番委員 林            功  
5番委員 片 野 羊 二      6番委員 青 柳 健 市      7番委員 鈴 木 保 雄  
8番委員 中 島 博 恵      9番委員 須 藤 栄 寿      10番委員 阿 部 均 司  
11番委員 藤 井 好 博      12番委員 庭 野        明      13番委員 阿 部 敏 男  
14番委員 原 澤 幸 好      15番委員 原 澤        章      16番委員 田 村 隆 司  
17番委員 高 橋 品 子      19番委員 中 島 工 り
- 4 欠席委員 2名  
3番委員 内 海 博 光      18番委員 戸 澤 奈 実 恵
- 5 議事録署名委員  
10番委員 阿 部 均 司      13番委員 阿 部 敏 男
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名  
事務局長 林        義 信      書記 中 山 文 弥      書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件  
議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第42号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について  
議案第43号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）  
議案第44号 農地に該当しないことの証明願について

### 協議事項・報告事項

- (1)農地法第18条第6項の規定による届出について

### その他

- 8 会議の成立  
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会            みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。

開 会 末

議 長            会長議長となり、議事録署名委員に10番委員阿部均司・13番委員阿部敏男を指名し議事に入る。

                  続いて、4、議事に入ります。

                  議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説

明がございます。

事務局

1ページをお開きください。  
議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について。  
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。  
別紙記入事件、4件。  
次のページをお開きください。  
◇（議案書・順次、朗読説明）  
以上、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。  
これより番号1から審議に入りたいと思いますが、担当委員さんの現地の調査報告をお願いしたく思っております。よろしくお願いいたします。

2番委員

2番、〇〇地区担当の近藤です。  
農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。  
12月2日、現地調査を行いました。申請地は、〇〇より東へ、おおよそ600mのところですか。12月4日、〇〇さんに電話して確認いたしました。譲受人の〇〇さんが相続により取得しましたが、自宅から遠く、自営業をしているため、譲受人の〇〇さんに、隣接地でもあり、規模拡大のため水稻を耕作したいということでした。  
農地の効率的、要は所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、今現在、水稻栽培を行っています。年間従事日数は300日で、水稻を栽培するには十分な日数と思われまます。  
周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は、基盤整備が終わり、その後、水稻栽培を続けているので、周辺の耕作は水田のため支障はありません。そのほかに懸案事項は特にございません。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。  
以上です。

議長

ありがとうございました。  
皆様のほうから、このことにつきまして、質疑、それから、ご意見ありましたら、よろしくお願いいたします。  
以前からもう耕作していましたんですね。

2番委員

そうですね。もう基盤整備が終わった段階で、もう作ってくださいという感じで耕作していたと連絡受けました。

議長

皆様のほうからいかがでしょうか。  
（「なし」の声）  
では、議案第40号の1の案件は許可としてよろしいでしょうか。  
（「異議なし」の声）  
それでは、許可と決定いたします。  
続いて、議案第40号番号2について、担当委員さんからのご説明をお願い

いたします。

10番委員

10番、〇〇地区担当の阿部です。

12月6日に譲受人立会いにて現地調査をしてきました。

場所なんですけれども、〇〇から〇〇、これは〇〇に抜ける県道を2kmぐらい入った場所にあります。譲渡人は相続にて取得しましたが、高齢のため耕作できないので、以前から耕作してもらっている譲受人に譲渡することを決めたいと思います。

なお、申請地は譲受人の農地と隣接していて、取得後は以前と同様に水田として耕作するということです。なお、周辺農地への支障はありません。

以上、よろしく審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明お聞きいただきまして、皆様のほうからご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

それでは、お諮りいたします。

2番の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第40号番号3について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

11番委員

11番、〇〇地区担当の藤井です。

農地法3条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。

12月7日、現地調査を行いました。

申請地は、〇〇より北へおよそ1kmのところですか。8日の日に〇〇さんに電話にて確認いたしました。

譲渡人が申請地は相続により取得したんですが、自宅から遠く、年齢や病気もあるため、以前から貸していた譲受人に譲渡したいということでありました。譲受人に確認しましたところ、長年、祖父の代から借りていた土地で、その隣にある家が譲受人の奥さんの実家あります。そこでずっと代々、一緒に手伝っておりましたので、そのところを買ってほしいという話がありましたので、このたび、ぜひとも買わせていただきたいということで、話がまとまったそうです。今までずっとお母さんと一緒に耕作していたので、個別に農業機械とかそういうのありますので、これからもそのまま続けていきたいと、そして、年間従事日数は大体200日で、野菜を栽培する、そういう予定です。周辺の農地利用や地域計画実現の支障は、野菜耕作を計画しており、周辺の耕作地は畑のため、特別に支障はありません。

その他に懸案事項は特別にございません。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご説明をいただきまして、いかがでしょうか。皆様のほうからのご意見、ご質問、賜りたいと思います。

(「なし」の声)

質疑等ありませんので、議案第40号の3の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、番号4について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

14番委員

14番、〇〇地区担当の原澤です。

農地法3条による申請事案の調査結果を報告いたします。

11月30日、現地調査を行いました。それで、譲渡人の〇〇さんと現地調査をしてみました。

それで、数年前から〇〇さんに耕作を頼んでいたそうです。〇〇さんは畜産業をやっていて、今も草地としてきれいに管理されております。それで、〇〇さんは女性1人で、後継者は農業をやらないということで、おふくろさんに処分してくれと、そういう相談があったそうです。それで、〇〇さんは年間300日で営農している、畜産関係なんですけれども、やっているから、今のとおり管理されると思います。周辺の、今もそこにある農地はきれいに管理されて、巡りの人には迷惑かからないような状態です。そんなことで、しょうがないかななんていうように私は見てまいりました。皆さんの審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの調査報告につきまして、皆様のほうからのご意見、ご質疑求めたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

それでは、議案第40号の4の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

4ページをお開きください。

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、2件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上になります。よろしく申し上げます。

議長

事務局よりご説明をいただきました。

番号1番より担当委員さんからの調査報告をお願いし、審議したいと思っております。

お願いいたします。

9番委員

委員ナンバー9番、〇〇地区の担当の須藤です。よろしくお願いいたします。  
第5条による申請事案の調査結果について報告をいたします。

申請地は、〇〇の〇〇よりおおよそ900m、800mぐらいのところを南西に行ったところです。

12月9日、現地調査を行いました。翌日、申請代理人の〇〇の〇〇さんに確認をいたしました。〇〇さんが休耕中の田、現実、これは原野になっておりました。そこを工事用の残土、あるいは資機材置場に使用したいということで申出がありました。

非常に、これ〇〇の橋の耐震工事ということではありますが、ちょっと工事が遅れていまして、12月20日頃をめどに利用したいということで強く言われまして、その他、申請書、見積書、あとは設計書、資金等は書類で確認ができました。そして、申請面積なんですけど、周囲の状況から妥当とは思いますが、現実、隣接地の本人等に確認はしたところです。

それで、あと、周辺農地ということなんですけど、それも周りは全部原野です。なので問題はないかと思われまして。

そして、その他に懸念される懸案事項は見当たりませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

〇〇の工事に伴う一時転用ということで、幾分にも公共性があるのかなということでございます。皆様のほうからのご質疑、ご意見、賜りたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

それでは、お諮りいたします。

議案第41号の1の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第41号の番号2について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

15番委員

15番、〇〇担当の原澤です。よろしくお願いいたします。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇〇という地区ではあるんですが、昔、〇〇の頃やった方は分かると思いますけれども、〇〇ぐらいから真南に下がった150mぐらい下、すぐ下なんですけれども、そこになります。

12月5日に戸澤委員と一緒に代理人の行政書士の〇〇さんに話を聞きました。今、道をつくりたいという、話しもあって現に使ってはいたんですけども、別に何か砂利が敷かれているとかそういうことではございません。ただ草になっているだけで、通行していたんでしょう。画面でも見えるんですが、向かって右側になるところに〇〇さんという方が住んでいて、その人が恐らく利用していたんだと思います。

隣に計変と書いてありますが、次のところで出てくるんですが、そこにまた家を建てたいという話が、別荘を建てたいという話がありまして、地主の方と3名から、そこを道として利用したいという申請がございました。ここは土地

のほとんどが同じ地主さんの土地なので、道路にしても特別問題はないのではないかなと思います。周辺にも何の影響もないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

先月でしたか、自分の使用目的というか、計画変更がございまして、そのときちょっとご意見、皆さんでちょっと話し合われた。今回の件もそのような……

15番委員

それは次。これは道だけ。

議 長

道だけね。すみません。大変失礼いたしました。  
3で……

15番委員

いや、3じゃなくて別にある。計画変更。

議 長

計画変更であるな。だから何か。そう、この前のときに、やっぱりこういうことは、ちょっと原澤さんがご意見申し上げたように、もう許可が下りていると、次のあれが出てきたって、我々農業委員会では会議をできなくなってしまう。今回、こういう道路の体制が出てきたので、ここに申請していただいたんですが、だから、その辺のチェック体制というか、それが非常に、どういうふうにしていったらいいのかなということも含めて、皆さんにちょっとお考えただければなと思いますので。

次でやりますか。

15番委員

ここは道路だけで。

議 長

すみません。今のちょっと取り消しておいてくれ。

すみません。俺が勝手にしゃべってしまいましたけれども、皆さんのほうからご意見、ご質疑、求めたいと思います。

いかがでしょうか。

(「なし」の声)

この案件に関しては。

それでは、お諮りいたします。

議案第41号の2の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第42号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、事務局より説明がございました。

事務局

6ページをお開きください。

議案第42号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。  
次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。  
◇（議案書・番号1、朗読説明）  
以上、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
これはどうするのかな。担当委員さんからの何かご説明を求めたほうがよろしいですか。

事務局 先にすみません。お願いします。

議長 では、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

15番委員 番号15番、〇〇担当の原澤です。  
先ほどの続きとかのところなんです、12月2日、戸澤委員と一緒に、同じく代理人の行政書士の〇〇さんにお話を伺ってきました。  
もともとは〇〇の〇〇さんという方が別荘を建てるとということで、何年か前の委員会にも議事案件として上がったところなんです、さっき説明があったように、体調不良、あと景気悪化とかいう理由で、今回、〇〇さんという方に譲りたいというお話でございます。  
先ほど会長がちょっと言いましたが、いろいろ言っても、5条なのでどうしようもないなということなので、仕方ないかなと。それでいいのかどうかはちょっと分からないんですけども、仕方ないのかなと。  
あと特に、もう前からここで許可が出ている場所ではあるので、特に言うことはございません。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ちょっと私が勇み足でこのことをしゃべってしまいましたけれども、もしやっぱりこれは故意にとか、本人がその目的でなくて違うことでやられるようなことになったときには、こういう方法を取られると許可が下りてしまっつけられてしまう、それから、何といいますか、投機的なことも考えられるし、いろんなことがちょっと考えられる、想定されるので、この辺の、先ほど言いましたが、何かチェック体制がないと非常にいかなのかなという気がするんですが、皆様のほうからの、もしこういうふうにやったらいいんじゃないかとかいう建設的な意見があったら、ぜひともお願いしたいと思っております。  
これが決して今悪いということを行っているのではないんです。こういうケースが、やっぱり許可を下しましたが、その後、何年かたって計画変更をやると、これが目的達成するし、ほかの方にも転売が、もし関わらなければ、ほかの方に転売して、それが農地でなければあれですから、動いちゃうから。その辺も含めて。  
この計画変更というのは必ず出さないといけないの。そういうチェック体制は取っているの。

事務局 別の方が利用するのであれば、農地以外で利用されるということであれば計画変更手続を踏まなきゃいけないので。

- 議長 じゃ、そこが一つのチェック体制になるかね。
- 事務局 チェック体制。  
変な話、新規のイメージでいいと思うんですよね。あくまでも、県のほうも新規のような扱いで扱ってはいるんですけども、近い感覚で。要は、新たに別の方がその場所について計画、こういったものを建てるという計画と、こういった資金でやっていくよというのを出示してもらうので、それに対して、手続論の話としては問題がないかなというのを確認をして、問題なければ、手続論としては通していくというところは生じるので、手続上、法律上問題はない行為というか、明らかにこれ資力がないよとか、計画がちょっとずさんだよとかということであれば、それは不許可という流れになるかとは思うんですけども、現実的に問題ない、こういった住宅を建てる、こういった資金でやるということを含めて申請いただくということであれば、計画変更という形で許可が下りるといような判断かなと思うんですけども。
- 15番委員 これ、名義が3人目なので。私が知っているだけで3人だから、本当にいいのかなという。我々が何言っても駄目らしいからしょうがないけれども。
- 事務局 駄目というか、その地区の担当の方、例えば周りの農地に影響がないかとか、そういった判断というのはやはり県では見れなくて、やはり地区、地域で活動されている農業委員さんがしっかり現地を確認して、ほかの影響も含めて意見を出すというのが流れです。必要か必要じゃないかという議論はあれなんですけれども、必ず必要な役割。  
ただ、要は転用許可後に、また違う方が取得するということは、あくまでも手続論上問題なければ、それはやはり計画変更による許可というのは必然と行う必要あるのかなと、問題がなければというところに、それに関しては法律上、特にペナルティーもなく受付をして、許可をするという流れはあるのかなというふうなところです。  
ただ、やはり気持ち的な部分ですよね。さっき3人の方が渡ってきたというのは、やはり何かしら、たまたま偶然かもしれないですね。体調不良で実行できなかった。偶然がたまたま重なった可能性もあるかもしれないんですけども、やはり結果論、結論としてはやはり使っていただくという形になれば、ゴールにしたり、ような認識でいいのかなと。こういった、今回、〇〇さんという方が本当に目的として使っていただくということが、一つのゴールになるのかなと思うんですけども。
- 議長 いや、ちょっとこちらだけのやり取りになってしまいましたが、皆さんのほうから、ただいまに関して何か意見がございましたら、お願いいたします。  
どうぞ。
- 10番委員 10番の阿部です。  
この譲受人の〇〇さん、この方の例えば別荘をここに造るということに対しての、要するに資金計画みたいのというのは。
- 15番委員 もう出ています。

10番委員　もう出ていますか。それは大体造るのに間違いない金額を準備されているということで大丈夫ですか。

15番委員　前の人のおきもそういうのは出ていて、問題ないと出ていました。でも、問題があったということで、ちょっとおかしいんだよね。

10番委員　資金不足というのは、本来は計画がある段階で準備しているわけだから、何とも言えないんですけども。

15番委員　一応、計画は出ています。

10番委員　それと、あとちょっと別なんですけれども、こういう関係の事案について、ほかの町村の農業委員会さんはどのような対応をしているのかということが、もし参考であれば教えてください。

事務局　定期的に利根沼田管内の市町村との職員同士の意見交換という場があるので、すみません。具体的に、過去、そのやり取りがあったかというのは、どういうやり取りしたかというのは、意見交換してないですけども、今回こういう話が二月前もあったし、今回もあったので、それはちょっと確認をさせてもらいたいんですけども、ただ、手続論、法律上の話だと、やはり同様なことが起きたとしても、同じように、さっき言った例えば見積書があって、こういった家を造るといって、例えば建築屋さんの図面があって、さらにそれに対する銀行の預金の残高だったり融資の取付け、それがそろっているということであれば、ある程度許可の手続としては問題ないかなと思うので、それは他市町村も同じなので、法律上の話なので、そこは同じやり取りであろうとは思いますが、すみません、ただ、実際聞いていませんので、それはまた別の機会に確認取らせてもらって、またそれが確認取れた後は、皆さんにフィードバックというか、お伝えする形取りますので、現時点ではちょっと直接は聞いていませんけれども、法律的には問題ないのかなと、考え方でいえば。

10番委員　それで、あれですか、例えばそういう形で法律上、不備がなければしようがないのかなというお話ですけども、やっぱり申請をして、要するに計画を立てて、別荘なり住宅とか建てる場合について、何年か以内に、要するに実施するというような、ちょっとそういう期間というのも必要じゃないかと思うんですよ。あんまり長くなっちゃうと、結局こういう形が出てきやすいわけで、やっぱりそういう年数みたいなのを決められるなら、決められた範囲を超えた場合は、要するに白紙に戻すみたいなこともどうなんですか。

事務局　そうですね。そこは、すみません。あくまでも許可をするのは県で、意見という形で、そういったことも可能なかというのは少し、可能か可能じゃないかということも確認は必要だと思うんですけども、あくまでもちょっと難しいかなという感覚ではあります。

ちょっと議論させてもらって、県のほうでも。こういった事案が続いているということと、どういう考え方、扱い方というか、確認方法だったりとか、他

市町村の事例もそうですけれども、含めてちょっと検討させてもらえればなと思うんですが。

10番委員　ただ、こういう、今、農地を持たなくてもどなたでも、要するに農地を取得できるという法律がなった以上は、やっぱり、例えば転売、転売みたいな可能性というのもこれから出てこないとは限らないので、何らかの規制みたいのはつくる必要があるんじゃないかと思えますけれども、よろしくお願いします。

事務局　この前も、前々回か、阿部さんのほうも原澤章さんもおっしゃられたと思うんですが、こちらとしても進捗確認としては、定期的に進捗という報告を、完了報告だったりとか、四半期に一回進捗を上げてもらっているの、そこに関しては時点、時点の進捗、着工しているか、していないかとか、寝かされているかというところは確認は取れているので、それに対してご本人、後押しというか、しっかり実行してくださいねというやり取りはできますので、それをこちらとしては強化していく形を取らせていただくのと、あと、推進委員さんのほうで定期的、年1回ですが、農地パトロールで全体見てもらっていますので、そのときに農地外のものに関して進捗確認できていますので、そういったバックデータを基に、しっかり所有者に対してお声がけをさせていただければなと思えますので、なるべく、これを機にというのも変な話ですが、なるべく早く発見した場合というんですか、声をかけて、その方に対しても、やはり実情としてやれないこともあると思うんですが、声をかけていこうかなというふうには思えますので、そのような形で対応していければなと思えます。

議　長　今言われたことで、推進委員の皆さんは、だって農地以外はしないでしょう。

事務局　一応、見てもらっている中で。

議　長　だけれども、その中で、事務局でここところは過去何年に許可を下ろしていますよというデータを集めておいてくれれば、これを見てくださいという話ができるんで、その辺は事務手続で対応できるんですか。

事務局　そういう仕組みづくりというんですか、必要なかなと考えておりますので。

議　長　それと、今、阿部さんが言われたようなことで、これはちょっと県とも相談して、その期間を求めるとするのは、なかなか今ここで、我々だけで決める、町でも条例きめられるんだから、暗黙の了解で、俺のところはそういう中で目的達成とか、そういうことはできるのか、それとも、やっぱりちゃんとやらんといかんのかな。県のほうまで通さんといかんということかな。

事務局　そうですね。

議　長　各町村もこれあると思うんですよね。だから、やっぱりこの辺の問題は出てくるんじゃないかな。

6番委員 許可権者は県だから、町村では決められない。

議長 できないですね。だから、暗黙の了解というのは。

事務局 繰り返しになっちゃうんですけれども、意見出しという形で、ちょっと実情こうなっていますということの承知というか周知を、青柳さん言うように、許可権者はやはり県になっちゃうので、意見出しという形でちょっと対応させてもらって、アドバイスいただきながら。

議長 また各町村で意見交換のときにそのような話もちょっと皆さん出していただければ。

事務局 各市町村も多分同様の悩みというか、あると思いますので、ちょっとそういった形で、慎重にじゃないんですけれども、なるべくいい方向に調整できればなと思いますので、すみません。

議長 ぜひともお願いいたします。  
皆様のほうからご意見、ご質疑、いただけますようお願いいたします。  
（「なし」の声）  
ないですか。  
それでは、事務局にもお願いいたしましたし、それから、今回の案件を見ますと、これを売ってお金もうけしようとか、何かあんまり勘ぐってはいけないんですが、そういうことを見られて、たまたま個人に、一方にお譲りになるということなので、それも踏まえて皆さんにご賛同いただければというような気が致すわけでございます。  
皆さんにお諮りいたします。  
第42号の案件は許可相当でよろしいでしょうか。  
（「異議なし」の声）  
それでは、許可相当と決定いたします。  
続きまして、議案第43号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明がございます。

事務局 8ページをお開きください。  
議案第43号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）。  
次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見を求める。  
別紙記入事件、2件。  
次のページをお開きください。  
農用地利用集積計画概要でございます。  
田の使用貸借の通年25,533㎡、使用貸借の通年9,532㎡、利用権存続期間10年35,065㎡、畑の賃貸借の通年32,333㎡、利用権存続期間10年32,333㎡、田と畑の合計は67,398㎡です。貸し手は25戸、借り手は2戸でございます。

10から17ページに総括表がございますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく願いいたします。

議長

ご説明いただきました。

このことにつきまして意見決定を求めるとなっておりますが、皆様のほうからご意見を頂戴いたしたいと思えます。

(「なし」の声)

なければ、ご承知おきいただければと思えます。

続きまして、議案第44号 農地に該当しないことの証明願について、事務局より説明がございます。

事務局

18ページをお開きください。

議案第44号 農地に該当しないことの証明願について。

「農地法の運用について」の規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する「農地」でないことの判断を求める。

1. 別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく願いいたします。

議長

事務局より説明をいただきました。

番号1番について、担当委員さんの調査報告をお願いしたいと思います。

6番委員

〇〇担当の青柳です。

12月3日に現地調査をさせていただきました。

場所は、〇〇より約300mぐらい南側の土地です。

〇〇建設によって残った段地の農地だと思ったんですが、この申請事由の中にありますように、令和元年から非農用地ということで、ここは大きな桑の木、あとはアカシアの木があったという土地です。

平成21年の通達によりますと、年数的に非農用地になって20年以上経過して、農地に復元することが困難だという土地については非農用地扱いでよいというような通知が出ているわけですが、まだ令和元年ですから、20年もたっていないということで、また、平坦な土地ですので、農地に復元することは可能だと思いますので、非農用地証明の承認はちょっとできないかなというように、自分は感じました。もう少し年数が長いのであれば、非農用地扱いとしても、ただ、土はあんまりいいような、細かい石がごろごろしているような土地でした。

以上です。

議長

委員さんからの調査報告をいただきました。ありがとうございます。

ただいま申し上げたように、地元の委員さんがどうかなというご意見を言うておられるので、皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

再度お聞きいたしますが、20年という経過を経ていない、令和元年ということでございますので、その辺で地元の委員さんとしては、これはまだ時期尚早ということよろしいでしょうか。

6番委員 隣接地も農地なんですね。ですので、これが農地外になってしまうと、他の農地にも影響が出るかな。

議長 皆様のほうからのご意見を賜りたいと思います。

10番委員 10番の阿部です。  
所有者の方、2名おられますけれども、その人たちの現在の農業の経営状況というか、もう高齢で後継者もいなくて、もうやむを得ないということなのか、まだまだできそうな方たちなのか、ちょっと教えていただければと思いますけれども。

6番委員 この〇〇さんは、〇〇に住まわれている方で、実際に耕作をずっと続けた方はおばあさんですね。平成10年でしたか、10年におじいさんからおばあさんの名義に変更になって、その後、この申請人のお父さんの名義に変更になって、今現在、農家はしておりません。

それで、実家をこの前、何月だか忘れましてけれども違う方に、おばあさんが住んでいた家は、建物とその前にある農地を売買して、3条許可を受けた土地の元の所有者です。だから、農家経営というのはやっていないと思います。

10番委員 所有者のほうで農業をこれからもしないとかということになると、非農地証明を出してもいいのかなという、今後、農地としての、要するに耕作が見込まれる場所であれば、あれですけれども、今後もう一切手をつけないとか、もう現況のままでは、例えば許可が出なくてもずっとそのままということなら、証明願があってもいいのかなというふうに私は思いますけれども。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
ほかに皆様のほうからご意見ありましたら、お願いいたします。  
地元の調査委員の結果であれば、まだ周りに農地があるので、これは時期尚早と。

それから、今、阿部委員がおっしゃられたように、もう農業をやっていないので、いずれ将来的には非農地の判定をしてもよろしい、この時点で農地に復元する見込みがないのでというご意見、2つ出ています。いかがでしょうか。

私としては、地元の調査委員の、私たちは客観的に見るだけで、その現地を見ていないので、地元の委員さんのほうを、私としては優先したいと考えております。皆さんの本当のご意見をお願いいたします。

10番委員 今、私のほうで非農地証明の関係で言ったんですけれども、地元の委員さんが隣接農地への影響が考えられるなら、私の発言のほうは撤回します。

- 議 長 皆様方からのご意見、ただいまについても、それから、もっと違った意見でもいいんですが、お願いいたします。  
(発言する者なし)  
なければ、お諮りいたします。  
地元の委員さんがおっしゃられたように、これは承認できないということでよろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声)  
では、事務局、そのように取り計らい、お願いいたします。  
続きまして、番号2について、これも担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。
- 6番委員 6番、〇〇担当、青柳です。  
この申請地は、1番の隣の土地です。真ん中に抜けているところは、携帯電話の鉄塔が建って、残りの土地です。  
先ほど年数の話をしたわけなんですけれども、この通達で言いますと、天災とか、あとは公共工事等で農地転用の適用除外になっている土地、また、農地転用の許可を受けて地目変更をしていない土地、または20年以上経過をして農地に復元することが困難な土地については、この非農用地証明を交付できるという、それ以外は、本来はこの証明を出せないわけですね、この通達から言うところ。  
ですから、逆に言えば、今回のこの申請2件については受付をしないほうがいいと考えます。ですので、この2番についても、この証明の交付をすることは避けたほうがいいんじゃないかというふうに考えます。  
以上です。
- 議 長 ありがとうございます。  
大変厳しいご意見を頂戴いたしましたが、やっぱり事務局としても、通達が来ている、それを承知していたかしないかは、ちょっとあれですが、先ほど、ちょっと前にも遡りますが、申請されたものに内容に不備がなければ受付はするというごことばでございまして、それで青柳委員、ちょっと猶予いただければと思っております。  
青柳委員のほうから、この件についてもちょっと難しいのではないだろうかというご意見でございました。皆様のほうからのご意見、お願いいたします。  
ご質疑なければ、お諮りいたしますが。
- 10番委員 10番の阿部ですけれども、今、2番のほうの案件も同じ場所というか、続いているところですので、1番のほうで否決ということですので、片方はよくて片方は駄目だというあれはちょっとおかしいのかなと。
- 議 長 ちゃんとしたあれがある。理由づけがある。
- 10番委員 じゃ、2番のほうについては隣接農地への支障はないという。
- 6番委員 いや、あります。  
奥まだ農地なんですね。笹が生えているけれども。その下は証明は出してい

ないです。証明願は。

非農用地の非の左側は農地なんですよ。その奥は山林ですけども。

10番委員 何となく、2件が一緒にくっついて非農地証明を出しているということは、何かあるのかなということもちょっと、余分な考えかもしれないけれども。

6番委員 やはり、今さらここを非農用地扱いをして、非農用地になぜしたいのかがよく分からないです。

逆に、こういう非農用地で証明をもらって、地目をどういうふうにするのかが分からないですけども、本来なら、農地法の4条なり5条で許可を得て転用しなければならない土地だと思うんです。それを省いて何かに利用する話が裏ではあるんじゃないかと憶測をしているんですけども、申請人は、代理人が申請しているんですけども、それは代理人に聞いていないんですけども、もしかするとそんなことが、今さら何でというふうに思ったわけなんですけれども。

議長 何か開発の用地あるんじゃないか。

6番委員 この土地か、この左の土地だったか分からないんですけども、ここへ何か旅館を建てたいという人もいたんですね。

(発言、あり)

6番委員 農地除外というような申請が出て、現地調査したことあるんですけども、その頃はきちんと耕作はしていたんですけども、2番の人も年齢が大きくなって、畑ですので、手がかかるので、だんだん手が回らなくなったのかなと思うんですけども、大きい木は生えていないので、草と、また、笹については除草剤等で回避できると思うので、農地のことは可能だと思うんですけども、誰かに言われて申請したのであれば、本来、転用目的があるのであれば、農振除外地ですので、5条なり申請をして、きちんとした手続きを行ったほうがいいかなというふうに個人的には考えます。

議長 ありがとうございます。

今言われたように、本来ならそういう手続きを取るべきだけど、農地から外してしまえばどういうふうにもなるという、そういう懸念もあるというご意見でございまして、皆さんからもっとお聞きしたいとか、そういうものがありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

それでは、ないようですのでお諮りいたします。

2番につきましても、これは非承認としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、そのようにお取り計らいお願いいたします。

続きまして、協議事項・報告事項に移りたいと思います。

(1)の農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告がございまして。

事務局

20ページをお開きください。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。  
次のとおり届出を受理しましたので報告いたします。  
◇（議案書・順次、朗読説明）  
以上、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
ただいま事務局より説明がございました。  
皆様のほうからのご質疑、お受けいたしたいと思います。  
（「なし」の声）  
ないようですので、農地法第18条第6項の規定による届出について、ご了承いただきたいと思います。  
6番のその他に移りたいと思います。  
皆様のほうから、その他で何か皆様にお知らせとかその辺がありましたらお願いいたします。  
（「なし」の声）  
事務局、何かご用意ございますか。  
（「なし」の声）  
それでは、以上をもちまして、本日の議事報告全てを終了いたしたいと思います。  
ありがとうございました。

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後2時45分〕

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する

10番委員

13番委員